

令和4年度定期監査及び財政援助団体等監査の結果（概要）

1 実施した監査

収入事務、支出事務、財産管理事務その他の財務事務及び財政援助団体等の財政的援助に係る出納その他の事務が、法規性、経済性、効率性及び有効性の視点から適正に行われているか監査を行った。

2 監査の対象

定期監査(8部署)

収入事務、支出事務、財産管理事務その他の財務事務

財政部、市民生活部、環境衛生部、福祉部、健康こども部、都市建設部、教育部、選挙管理委員会事務局

財政援助団体等監査(5部署が所管する22団体)

財政援助団体等の財政的援助に係る出納その他の事務

市民生活部(7)、福祉部(1)、健康こども部(2)、都市建設部(3)、教育部(9)

3 監査の方法

苫小牧市監査基準（令和2年3月18日決定）に基づき、監査の対象に係るリスクの内容、生じる可能性、影響等を評価し、リスクの高い事務処理を重点項目として監査を行った。

4 監査の結果

収入事務、契約事務及び財政援助団体等事務に関連して3件の指摘を行った。

5 指摘事項

収入事務（施設使用料の算定を適正に行うべきもの）

使用料に暖房料を加算せず、利用者から使用料を過少に徴収しているもの、公民館不사용届により、使用料の5割に相当する額を還付すべきところ、全額を還付したことにより、利用者にも過大に還付していたものが見られた。

契約事務（産業廃棄物の処理を適正に行うべきもの）

産業廃棄物の処理に当たり、産業廃棄物処理業者ではない者に処理を委託しているものが見られた。

財政援助団体等事務（寄附金の処理を適切に行うべきもの）

財政援助団体が受け付けた募金に対する寄附金を、募金事業の実施主体である上部団体に納付していなかったため、過去の分を含め寄附金等がこの団体の預金口座に滞留していた。

6 監査意見

市が事務局を担当する財政援助団体について

市が事務局を担当する財政援助団体の現金出納事務等に関して、経理伝票が作成されていない、現金出納簿が現金の動きに応じて作成されていない、補助金を交付する市と補助金を受ける団体の立場を区別せず、役割を混同している事例が見られた。

財政援助団体における現金出納事務等のガイドラインの趣旨を改めて確認し、適正に対応する必要があると考える。